第三十条　効力発生

1　この条約は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この条約は、次のものについて適用する。

(a)　日本国については、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(iii)　その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度及び課税期間の租税

(b)　オランダについては、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度及び課税期間の所得

(iii)　その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度及び課税期間の租税

3　千九百七十年三月三日にハーグで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約及び議定書（千九百九十二年三月四日にハーグで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書による改正を含む。）（以下この条において「旧条約」という。）は、2の規定に従ってこの条約が適用される租税につき、この条約の適用の日以後、適用しない。

4　3の規定にかかわらず、旧条約により特典を受ける権利がこの条約により特典を受ける権利より一層有利な者については、その者の選択により、旧条約の適用を選択しなかったとしたならば2の規定によりこの条約が適用されたであろう日から十二箇月の間、旧条約を全体として引き続き適用する。

5　旧条約は、1から4までの規定に従って適用される最後の日に終了する。

第三十一条　終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し終了の通告を行うことにより、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものにつき効力を失う。

(a)　日本国については、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(iii)　その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b)　オランダについては、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(iii)　その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度及び課税期間の租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十年八月二十五日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
武正公一

オランダ王国のために
フィリップ・ドゥ・ヘーア

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約（以下「条約」という。）を本日署名するに当たり、日本国及びオランダ王国は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1　条約第三条1㈿(iii)の規定に関し、年金基金は、日本国の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八条若しくは第十条の二又は同法附則第二十条第一項に規定する租税が課される場合においても、条約第三条1㈿(ii)に規定する活動に関して取得する所得につき租税を免除される者として取り扱われることが了解される。

2　条約第六条及び第十三条の規定に関し、天然資源の探査及び開発に係る権利は、これらの権利が適用される海底（その下を含む。）の存在する締約国内に存在する不動産とされる。さらに、これらの権利には、当該探査若しくは開発の持分に係る権利又は当該探査若しくは開発によって生ずる資産から得られる利益に係る権利を含む。

3　条約第七条の規定に関し、調査、提供、据付け又は建設活動から得られる利得については、恒久的施設によって当該活動が実際に行われた結果得られる利得のみが当該恒久的施設に帰せられるものとすることが了解される。

4　条約第九条の規定に関し、同条1(a)又は(b)に規定する関係を互いに有する企業間で、資産、役務又は権利に係る開発、生産又は取得に関する費用及び危険を分担し、並びにこれらの資産、役務又は権利におけるそれぞれの参加者の持分の性質及び範囲を決定するための取決めを締結するという事実のみによっては、同条1に規定する条件を満たすものとはされないことが了解される。

5　条約第十条及び第十三条の規定に関し、オランダは、法人の清算若しくは一部の閉鎖又は法人による自己の株式の取得に関連し受領する所得を、条約第十条に規定する配当として取り扱うものとし、条約第十三条に規定する譲渡収益として取り扱わない。

6　条約第十一条3の規定に関し、「中央銀行」及び「政府が所有する機関」とは、次のものをいう。

(a)　日本国については、

(i)　日本銀行

(ii)　株式会社日本政策金融公庫

(iii)　独立行政法人国際協力機構

(iv)　独立行政法人日本貿易保険

(v)　日本国政府が資本を所有するその他の類似の機関で両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合意するもの

(b)　オランダについては、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度及び課税期間の所得

(iii)　その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度及び課税期間の租税